

第2回 三芳町地域公共交通会議(書面会議) 議事録

ご意見	事務局の回答
<p>返納年齢の引き下げは良いと思うが、補助内容は75歳以上の方より上げた方がいいのではないか(例えば上限は20,000円くらい)</p>	<p>免許返納に伴う補助金は1回限り1万円までとなりますが、もう一方の制度の公共交通利用補助金をご活用いただくことで、70歳以上であれば年1回6,000円までのバス・タクシーの利用料金が補助されます。</p>
<p>他市町村と比べ、補助の内容はどうなのか。全体的にもっと上げるべきではないか(もっと返納する方が増えるのでは)</p>	<p>免許返納に対する補助(支援)制度を実施しているのは2市1町では三芳町のみです。また、実施自治体の多くで採用しているコミュニティバスの利用補助については、当町では上記の公共交通利用補助金がこれにあたります。返納者数を増加するための施策は、返納後の公共交通を充実させることを視野に入れて、検討を重ねてまいります。</p>
<p>(書面会議)の議題の説明には、拡充・改正についての実施時期が明記されていない。令和2年4月1日からの実施でよいか。</p>	<p>記載が漏れており、申し訳ありませんでした。高齢者運転免許証自主返納支援制度および公共交通利用補助事業とも、令和2年4月1日からの改正を予定しております。</p>
<p>町民への周知について、万全を期してほしい。</p>	<p>対象者も拡大することから、周知については徹底してまいります。現在のところ、広報みよしやホームページ等への掲載、チラシ・ポスターの配付・掲示等を予定しています。</p>
<p>書面会議の概要説明資料の【補足説明】において、『～妊婦の対象期間は、母子健康手帳の取得から出産予定日の90日後とし、年度をまたぐ利用も想定しつつ、期間中1回限りの申請となる』との記述があるが、この『期間中1回限りの申請』とはどういう意味か。 『公共交通利用補助制度の改正』資料では、『年度1回の申請で補助額を還付』との記載があり、登録証の交付と還付請求という、2つの申請が発生する。(中略)期間中1回限りの申請とは『妊娠期間中に登録証の発行申請は一度だけ』という意味なのか、『妊婦の還付申請は妊娠期間中1回限り』という意味なのか判別が難しいため、この点に関しての補足説明が必要と思われる。</p>	<p>本制度は、ご指摘のとおり「登録申請」と「利用請求申請」の2回の申請が伴います。今回の説明資料の中における申請とは、主に後者の「利用請求申請」を指すものです。 妊婦さんの場合、補助対象期間は母子健康手帳取得日から出産予定日の90日後までとなり、この期間に利用した分について「期間中1回限りの(利用請求)申請」ができるというものです。 なお、添付した「公共交通利用補助制度の改正」中の、補助内容の「年度1回の申請で～」という記述は、本来であれば高齢者のみに当てはまる書き方でした。誤解を招く記述で申し訳ありませんでした。</p>